

都市安全確保促進事業制度要綱

平成24年6月14日 国都まち第21号
最終改正 平成31年4月 1日 国 都 官 第 2 2 号
国土交通省 都市局長通知

第1条 目的

この要綱は、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内並びに主要駅及び中心駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援する補助制度を確立し、もって大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図ることを目的とする。

第2条 定義

1 この要綱において、帰宅困難者対策協議会とは、1日あたりの乗降客数が30万人以上の主要駅周辺地域又は指定都市、特別区、中核市、施行時特例市若しくは県庁所在都市の中心駅周辺地域において、帰宅困難者対策に関する協議を行うため、関係市町村（特別区を含む。）、関係都道府県、国及び鉄道事業者に加え、必要に応じ独立行政法人、特殊法人、市町村（特別区を含む。関係市町村を除く。）、都道府県（関係都道府県を除く。）、地方独立行政法人、都市開発事業を施行する民間事業者、建築物の所有者、管理者若しくは占有者及び公共公益施設の整備若しくは管理を行う者により構成される協議会をいう。

この場合において、中心駅周辺地域とは、次の各号に掲げる駅から概ね半径2キロメートルの範囲をいう。

- 一 指定都市又は特別区内にあつては、1日当たりの乗降客数が20万人以上の駅
- 二 中核市、施行時特例市又は県庁所在都市にあつては、当該市内において乗降客数が最も多い駅

2 この要綱において、エリア防災計画とは、帰宅困難者対策協議会により作成される都市再生特別措置法の都市再生安全確保計画に準じた計画をいう。

3 この要綱において、都市安全確保促進事業（以下「補助事業」という。）とは、都市再生特別措置法の都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画又は帰宅困難者対策協議会によるエリア防災計画の作成や、同計画に基づくソフト・ハード両面の取組を支援するものとして実施される次の各号に掲げる事業をいう。

- 一 コア事業

- イ 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成
 - ロ 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に係るコーディネート活動
 - ハ 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載されたソフト事業
- 二 附帯事業
- 都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載された退避経路、退避施設、備蓄倉庫その他の施設の整備

第3条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）は、次のいずれかの号に該当する者とする。

- 一 市町村（特別区を含む。）
- 二 都道府県
- 三 法律に基づき組織された協議会
- 四 帰宅困難者対策協議会
- 五 都市再生推進法人

ただし、五については都市再生安全確保計画又はエリア防災計画の作成に向けた計画素案の作成に限る。

第4条 事業箇所の選定

1 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす箇所であつて、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者の申し出に基づき、当該箇所を補助事業を実施すべき事業箇所として選定するものとする。

- 一 コア事業及び附帯事業（以下「コア事業等」という。）が実施されること。
- 二 コア事業等の対象が都市再生安全確保計画又はエリア防災計画に記載されていること。
- 三 コア事業等の実施が、補助事業の目的を達成する上で効果があると認められること。
- 四 附帯事業の実施が、コア事業の効果を高め、補助事業の目的を達成する上で一層の効果があると認められること。
- 五 コア事業等の実施が、関係者の連携、協力のもとになされると認められること。

2 大臣は、第1項の選定を行った場合には、地方整備局長、北海道開発局長又は沖縄総合事務局長を経由して、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

3 前各項の規定は、コア事業等の内容を変更しようとする場合において準用する。

第5条 国の補助

1 国は、補助事業者が行うコア事業等の実施に要する経費について、予算の範囲内にお

いて、当該補助事業者に対し、その一部を補助することができる。

- 2 国は、補助事業者である地方公共団体が地方公共団体以外の者に対し、コア事業等の実施に要する経費について補助する場合には、予算の範囲内において、当該補助事業者である地方公共団体に対し、その一部を補助することができる。

第6条 監督等

大臣は補助事業の実施主体に対し、都道府県知事は当該都道府県の区域内の補助事業者に対し、市町村長はこの要綱に基づき当該市町村が補助する者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）その他の法令の規定に基づき、この要綱の施行のため必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

第7条 その他

この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施について必要な事項は、国土交通省都市局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成24年6月14日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成25年5月15日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 施行期日

改正後の要綱は、平成28年9月1日から施行する。

2 都市再生緊急整備地域の指定解除に係る経過措置

都市再生緊急整備地域の指定解除時点において都市再生安全確保計画を策定している都市再生緊急整備地域において実施される補助事業については、平成30年度末までの間、支援できることとする。

附則

改正後の要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行する。